

「くつろぎ」商標登録事件：知財高裁平18（行ケ）10512。
平成19年3月1日（4部）判決〔請求棄却〕【特許ニュース2007年3月23日号】

〔キーワード〕

漢字v.かな，称呼類似，需要者，取引の実情

〔事 実〕

本件は，登録商標に対する無効審判請求を不成立とした審決の取消しを求めた事件であり，原告（個人）は無効審判の請求人，被告（酒造会社）は商標権者である。

1 特許庁における手続の経緯

(1) 被告は，「くつろぎ」の文字を標準文字で横書きしてなり，指定商品を商標法施行令別表の区分による第33類「日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒」とする登録第4428733号商標（平成11年12月1日出願，平成12年10月27日設定登録，以下「本件商標」という。）の商標権者である。

(2) 原告が本件商標の登録について無効審判の請求をした（無効2005-89132号事件として係属）ところ，特許庁は，平成18年10月17日，「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，同月27日，その謄本を原告に送達した。

2 審決理由の要旨

審決の理由は以下のとおりであるが，要するに，本件商標の登録は，商標法4条1項11号に違反してされたものではないから，同法46条1項の規定により無効にすべき限りでない，というのである。

(1) 引用商標

請求人が引用する登録第1667539号商標（以下「引用商標」という。）は，「寛」の文字を毛筆風に書してなり，昭和56年6月22日に登録出願し，第28類「酒類」を指定商品として昭和59年3月22日に設定登録され，その後，平成6年9月29日及び同15年10月7日の2回にわたり商標権の存続期間の更新登録がされ，さらに，平成16年1月28日に指定商品を第32類「ビール」及び第33類「日本酒，洋酒，果実酒，中国酒，薬味酒」とする書換登録がされているものである。

(2) 審決の判断

本件商標と引用商標との類否について，まず，両者から生ずる称呼について検討する。

本件商標は，上記(1)のとおり構成からなるところ，その構成文字に相応して「クツロギ」の称呼を生ずることは明らかであり，この点については当事者

間に争いはない。

他方，引用商標は，上記(1)のとおり構成からなるところ，これから「クツロギ」の称呼を生ずるか否かについては当事者間に争いがある。

一般に，商標の類否の判断は，当該商標が使用される商品の一般的な需要者の平均的な注意力を基準にし，取引の実情を考慮して行われるべきであるから，称呼上の類否の対象となる称呼は，取引の実際において，当該商標に接する上記需要者によってどのように称呼されるのが自然であるかにより判断されるべきである。

これを本件についてみると，引用商標を構成する「寛」の文字については，一部の国語辞典には「くつろぎ」の見出と共に「寛」の文字が表示されているものの（審判甲3ないし5（本訴甲3ないし5）），他の国語辞典では「くつろぎ」の見出と共に「寛ぎ」と送り仮名を付して表示されている（審判甲15（本訴甲15）及び審判乙3（本訴甲29））。さらに，一般の社会生活で使用する漢字の目安となる「常用漢字表」や「当用漢字改訂音訓表」においては「寛」の文字に対して「カン」の読みが表示されている（審判乙1及び2（本訴甲27及び28））。また，「寛」の文字は人名としてもしばしば用いられるものであり，多くは「ヒロシ」と読まれる（審判甲16及び17（本訴甲16及び17））。そして，引用商標の指定商品の需要者は，一般的な社会人というべき者であって，殊更，漢字に精通している者のみという訳でもなく，引用商標が常に「クツロギ」と称呼されるものとして広く認識されているというような格別の事情も見出せない。

そうすると，引用商標を構成する漢字1字の「寛」については，「カン」又は「ヒロシ」と読まれるのが自然であり，送り仮名「ぎ」が付されて初めて「クツロギ」と称呼されるというべきである。

したがって，引用商標からは「カン」又は「ヒロシ」の称呼が生ずるとするのが相当である。

しかして，本件商標から生ずる「クツロギ」の称呼と引用商標から生ずる「カン」又は「ヒロシ」の称呼とは，それぞれの構成音が著しく相違し，全体の音感音調が明らかに異なり，明瞭に区別し得るものである。

次に，両商標から生ずる観念についても両当事者間に争いがあるので，検討するに，本件商標は，その構成文字に相応して「くつろぐこと，余裕」の観念を生ずるのに対し，引用商標は，上記のとおり，送り仮名がなく「クツロギ」とは称呼されないことから，これに接する取引者・需要者が，直ちに「くつろぐこと，余裕」の観念を想起するようなことはなく，むしろ，「寛大」，「寛容」，「寛厳」といった熟語ないしは人名としての「寛（ひろし）」を想起するというのが自然である。

そうすると、本件商標と引用商標とは、観念においても相紛れるおそれはない。

さらに、本件商標と引用商標とは、それぞれの構成に照らし、外観上判然と区別し得る差異を有するものといえる。

してみれば、本件商標と引用商標とは、称呼、観念及び外観のいずれの点からみても相紛れるおそれのない非類似の商標といわなければならない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項11号の規定に違反して登録されたものではないから、同法46条1項の規定により、その登録を無効にすべき限りでない。

〔判 断〕

1 引用商標の称呼についての認定の誤りについて

(1) 当用漢字改定音訓表(昭和47年6月28日)(甲28の1)には、「今回の改定音訓表は、一般の社会生活における、よい文章表現のための目安として設定された。」「ここに言う一般の社会生活における音訓使用とは、法令・公用文書・新聞・雑誌・放送などにおける音訓使用を指している。・・・また、ここに言う一般の社会生活における音訓使用は、義務教育における学習を終えた後、ある程度実社会や学校での生活を経た人々を対象とする。」などと記載されているところ、漢字「寛」について、音訓を「カン」、例を「寛大、寛容、寛厳」と記載されている。また、常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示)(甲18, 27の1)には、前書きに、「1. この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。」「2. この表は、科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人々の表記にまで及ぼそうとするものではない。」「4. この表は、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。」などと記載されているところ、その本表には、漢字「寛」について、音を「カン」と記載されている。国語辞典等においては、富山房発行の「修訂大日本国語辞典新装版」(1961年(昭和36年)発行、甲4)、岩波書店発行の「広辞苑第二版補訂版」(昭和51年12月1日第二版補訂版発行、甲5の1)、小学館発行の「日本国語大辞典〔縮刷版〕」(昭和55年2月20日縮刷版第一版第一刷発行、甲11)、富山房発行の「新編大言海」(昭和57年2月28日新編版初版発行、甲3)及び岩波書店発行の「広辞苑第三版」(昭和58年12月6日第三版発行、甲5の2)には、「くつろぎ」の見出しとともに「寛」の文字が記載されているが、小学館発行の「大辞泉増補・新装版」(平成10年11月20日第一版増補・新装版第一刷発行、甲15)及び岩波書店発行の「広辞苑第五版」(平成10年11月11日第五版第一刷発行、甲29)には、「くつろぎ」の見出しとともに

「寛ぎ」の文字が記載されている。

また、大修館書店発行の「大漢語林」(平成4年4月25日初版第一刷発行、甲16)には、「寛」の見出しに「カン」の文字が記載され、岩波書店発行の「岩波新漢語辞典第二版」(平成12年1月25日第二版第一刷発行、甲17)には、「寛」の見出しとともに「カン クワン ひろい・ゆるやか・くつろぐ(名)ひろ・ひろし」との文字が記載されている。

(2) 本件商標の指定商品は、「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒」であり、引用商標のそれは、「ビール」及び「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒」であって、取引者及び需要者を共通にし、かつ、需要者は、漢字に対し特別な知識を有していない一般大衆であって、これを購入するに際して払われる注意は高度なものではないといえることができる。そして、上記(1)のとおり、当用漢字改定音訓表(昭和47年6月28日)や常用漢字表(昭和56年10月1日内閣告示)は、一般の社会生活における漢字使用の目安を示したものであるが、漢字「寛」について「カン」と記載し、また、近時の国語辞書においては、「くつろぎ」の見出しに「寛ぎ」と記載されていることを併せ考えると、簡易迅速性を重んじる取引の実情において、引用商標を酒類等に使用したときに、取引者及び需要者は、引用商標を構成する「寛」の文字について、通常、「カン」と読むほか、人名の「ヒロシ」と読み、送り仮名に「ぎ」が付されているのであれば格別、送り仮名に「ぎ」が付されていないにもかかわらず、ことさらに「クツロギ」と読むことがあるとは認め難い。

そうであれば、引用商標からは、「カン」又は「ヒロシ」の称呼が生じるものであって、「クツロギ」の称呼が生じるとは認められない。

(3) 原告は、「くつろぎ」の見出しに「寛」の表示をしている国語辞典は現在でも存在するし、「当用漢字改訂音訓表」や「常用漢字表」は、漢字使用の目安を示したもので、表示した音訓以外は使用しないという精神によって定められたのではなく、また、「送り仮名について」(昭和48年6月18日内閣告示)が改正された昭和56年以前に社会人であった者は多数存在しているのであって、「寛」の表示を「くつろぎ」と称呼する需要者も少なくないから、引用商標から「クツロギ」の称呼が生ずると主張する。

しかしながら、「寛」の文字から「クツロギ」と読むことができるとしても、上記(2)のとおり、簡易迅速性を重んじる取引の実情において、引用商標を酒類等に使用したときに、取引者及び需要者が、「寛」の文字について、ことさらに「クツロギ」と読むとは認め難いのであって、引用商標から「クツロギ」の称呼が生じるとは認められない。原告の上記主張は、採用することができない。

(4) したがって、「引用商標からは「カン」又は「ヒロシ」の称呼が生ずるといえるのが相当である。」とした審決の認定に誤りはないから、原告主張の取消事由

1は理由がない。

2 引用商標の観念についての認定の誤りについて

(1) 上記1のとおり，引用商標を酒類等に使用したときに，「寛」の文字について，取引者及び需要者がことさらに「クツロギ」と読むとは認め難いから，取引者及び需要者は，引用商標から生ずる「カン」又は「ヒロシ」の称呼に対応して，「寛」の文字を含む「寛大」，「寛容」，「寛厳」等の熟語や人名の「寛（ひろし）」を想起し，「クツロギ」の称呼から連想される「くつろぐこと，余裕」を想起するとは考え難い。

そうであれば，引用商標からは，「寛大」，「寛容」，「寛厳」等の熟語や人名の「寛（ひろし）」の観念が生じると認められる。

(2) 原告は，送り仮名のない漢字一文字からであっても，当該漢字の有する観念が生じる上，引用商標については，「クツロギ」の称呼が生じるのであるし，「寛」の文字自体に，度量が広い（豊か），ゆるやか，くつろぐ等の意味があるほか，「寛仮」，「寛窄」といった「くつろぐ」の観念を含む述語があるから，引用商標から「くつろぐこと，余裕」の観念が生じると主張する。

しかしながら，「極」のように，送り仮名のない漢字一文字から当該漢字の有する観念が生じたり，「寛」の文字自体にくつろぐ等の意味があるとしても，上記1のとおり，簡易迅速性を重んじる取引の実情において，引用商標を酒類等に使用したときに，引用商標から「クツロギ」の称呼が生ずるとは認められないから，「寛大」，「寛容」，「寛厳」等の熟語や人名の「寛（ひろし）」との観念のほかに，さらに「くつろぐこと，余裕」の観念が生じるとは認められない。原告の上記主張は，採用することができない。

(3) したがって，「寛大」，「寛容」，「寛厳」といった熟語ないしは人名としての「寛（ひろし）」を想起するというのが自然である。」とした審決の認定に誤りはないから，原告主張の取消事由2は理由がない。

3 本件商標と引用商標とが非類似であるとの判断の誤りについて

(1) 本件商標は，その構成自体に照らして，「クツロギ」の称呼が生じるものであるところ，上記1のとおり，引用商標からは「カン」又は「ヒロシ」の称呼が生じるから，本件商標と引用商標とは，称呼において相違する。また，本件商標は，その構成自体に照らして，「くつろぐこと，余裕」の観念が生じるものであるところ，上記2のとおり，引用商標からは「寛大」，「寛容」，「寛厳」といった熟語ないしは人名としての「寛（ひろし）」の観念が生じるから，本件商標と引用商標とは，観念において相違する。さらに，本件商標と引用商標とが外観において相違することは明らかである。

そうであれば，本件商標は引用商標に類似しない。

(2) 原告は，引用商標は，「くつろぎ」の文字を縦書きしてなり，酒類を指

定商品とする登録第1011976号商標（昭和48年5月10日設定登録）の連合商標として登録出願された、「くつろぎの」の文字を縦書きしてなり、酒類を指定商品とする商標登録出願（商願昭59-97163号）について、引用商標を引用して拒絶理由が通知された、原告は、昭和56年6月ころから、引用商標に「くつろぎ」を併記して、これを継続的に使用している、引用商標のように、動詞の連用形が名詞化した漢字一文字からなる商標とその漢字の読みの平仮名からなる商標とは同一の称呼及び観念が生ずるものであり、今日において、上記の連合商標等の審査をした当時の特許庁の判断を変更しなければならない社会現象や国語の変更があったとする格別の証拠はないから、本件商標と引用商標とは相類似する商標であると主張する。

しかしながら、本件商標と引用商標とが類似するか否かは、両商標の指定商品の取引の実情を考慮して、個別具体的に判断すべきものであるところ、本件において、上記1、2のとおり、簡易迅速性を重んじる取引の実情において、引用商標から「クツロギ」の称呼や「くつろぐこと、余裕」の観念が生ずるとは認められないのであるから、原告主張の事情があったとしても、これをもって、本件商標と引用商標との類否の判断に影響を及ぼすものではない。原告の上記主張は、採用の限りでない。

(3) したがって、「本件商標と引用商標とは、称呼、観念及び外観のいずれの点からみても相紛れるおそれのない非類似の商標といわなければならない。」とした審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由3は理由がない。

以上のとおりであって、原告主張の審決取消事由はすべて理由がないから、原告の請求は棄却されるべきである。

〔論 説〕

1. 知財高裁の判決主文を見たとき、「おかしい」とまず思った。筆者は、漢字の「寛」が一字で書かれていたのを見て、直ちに、「くつろぐ」と自然に読むことができたが、指定商品が日本酒、洋酒、果実酒（ワイン）であってみれば、こんな漢字の一文字が登録されているのかとも思ったものだ。

平均的な日本人の漢字知識であれば、「寛」の称呼は音読では「カン」であるが、訓読では「くつろぐ」であり、「くつろぎ」であろう。

また、酒類について使用するのであれば、一杯飲んで寛ぐことが仕事人の楽しみであり、気持ちの切り換えになることを考えれば、「商品の効能」に関係するような言葉ということになる。いずれの文字も言葉も、酒のCMに使えるような文字や言葉でもある。

ところが、先登録であり何回か更新登録している原告商標の「寛」と、後登録である被告商標の「くつろぎ」とは、非類似の商標であると判断した審決は、

知財高裁においても承認されたのである。

2. まず高裁は、被告が証拠として提出したであろう各種の辞典などを紹介引用しているところ、その中には称呼として「寛」を「カン」を読むほか、「くつろぎ」や「くつろぐ」と読む記載も紹介されている。にもかかわらず、高裁は、「簡易迅速性を重んじる取引の実情において、引用商標を酒類等に使用したときに、取引者及び需要者は、・・・送り仮名に『ぎ』が付されていないにもかかわらず、ことさらに『クツロギ』と読むことがあるとは認め難い。」と認定した。

しかし、このような認定には説得力が欠けている。われわれ実務家にとって、商標の類否判断の常識としては、一つの文字から複数の称呼が生じる場合、その中の一つと同一であれば、その商標は登録商標と類似すると解するのが普通であり、もしそう解しなければ、商品又は役務について需要者は誤認、混同を起すおそれがあることになる。

例えば、「望」という漢字の登録商標が存した場合、後で他人が「のぞみ」や「のぞむ」という商標を出願しても、前者は「ぼう」と称呼するから、非類似であることは判断しまい。また、「活」という漢字の登録商標が存したとき、「生きる」という商標を出願しても、前者は「かつ」と称呼するから、非類似であるとは判断しまい。これらの文字商標は、称呼のみならず観念も類似といえるものである。

3. ところで、特許庁のみならず裁判所もまた、「簡易迅速性を重んじる取引の実情において」というフレーズを使用しているが、果たして取引の現場において関係者の声を聞いているのだろうか。これは、実体とは離れた机上の空論なのではなかろうか。

しかし、ここでいう取引者、需要者とは日本人の平均的常識者であり、しかもその指定商品に使用される商標についての知識を有する者であってみれば、同じ酒店の棚に「寛」と「くつろぎ」との2つの商標ラベルを付した日本酒が並んでいる場合、顧客は、両商標は同一会社の別品種の酒なのではないかと誤認し混同するおそれが十分あり得ると考える方が自然であろう。

そして、このような称呼や観念において類似するおそれがあるような文字商標の場合にあっては、両者を非類似として登録を認めることは、需要者の利益を保護することを目的とする商標法の本質にも適さないのではなかろうか。

4. その意味で、この知財高裁判決は疑問である。

関係者の中には、五分五分の場合には、どちらかといえば大手企業の味方をする傾向にあるのが、最近の裁判所だと批判する者もいる。確かに、私の経験

でも意匠権侵害訴訟の原告事件でそう感じたケースがある。これは経験則でいえば、被告の立場は証拠不十分といわれるべきケースであった。

余談であるが、中小企業が権利を取得して競争に勝とうとしても、裁判所は必ずしも味方してくれるとは限らないという教訓である。

なお、非類似商標との判断をした知財高裁の判決から飛んで危惧することは、非類似として登録が認められた商標が、例えば商標法51条や53条に規定されるような事由の発生によって、取り消しの対象となるような不正使用に発展することはないだろうかということである。これは、あくまでも仮の話であるが。

〔牛木 理一〕

【本件登録商標】

- (111) 【登録番号】商標登録第4428733号
- (151) 【登録日】平成12年10月27日
- (541) 【登録商標（標準文字）】くつろぎ
- (500) 【商品及び役務の区分の数】1
- (511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】
第33類 日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒

【引用商標】



商標登録第 1667539 号
昭和 59年 3 月 22 日登録